

(案)

資料 1 - 3

30 吹健地第 1221-2 号
平成 3 1 年 2 月 日
(2019 年)

地方独立行政法人 市立吹田市民病院
理事長 徳田 育朗 様

吹田市長 後 藤 圭 二

旧病院跡地売却の基本条件（案）について

平成 30 年（2018 年）12 月 25 日付け、30 吹病病第 1417 号により報告を受けた標題の件については、この条件案に基づき、適切な跡地売却に努められたい。

なお、事業者募集に当たっては、下記の内容に十分留意の上、実施されたい。

記

- 1 旧病院跡地売却に関する事項については、市民に対しホームページ等において必要な情報の提供を行うこと。
特に、旧病院跡地の近隣住民に対しては、売却に向けたスケジュールやその進捗状況等について、丁寧に説明を行うこと。
- 2 「旧病院跡地売却の基本条件（案）」を確実に反映させた内容で募集要項を作成し、買受者に対してもその内容を遵守させること。
- 3 土地利用に当たっては、買受者が近隣住民への誠意を持った丁寧な説明等を行うこと、及び近隣の公共施設に配慮し、本市と十分な協議を行うことを募集要項等に盛り込むこと。